議第74号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年２月14日提出

京 都 市 長　　門　　川　　大　　作

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第５条第17項」を「第５条第16項」に，「相談支援事業」を「相談支援を行う事業」に改め，同条第４号中「第５条第26項に規定する地域活動支援センターとしての」を「第77条第１項第２号及び第３号に掲げる」に改める。

附　則

この条例は，平成26年４月１日から施行する。

提案理由

地域活動支援センターとしての事業を廃止する等の必要があるので提案する。